

いわゆる「ふるさと納税」(寄附金税額控除)の 問題点と今後のあり方

片山善博

大正大学 地域構想研究所 所長

(要旨) いわゆる「ふるさと納税」については、かねてその問題点が指摘されてきたにもかかわらず、その改善はこれまでほとんどなされていない。ところが、最近になって国はやっと重い腰を上げ、この制度に対する批判の一端を解消すべく制度改正に着手した。

この機会をとらえて、そもそもふるさと納税とはどんな制度か、その理念や意義は何か、現行制度が抱える病理や課題、ふるさと納税を通じた自治体への寄付の現状などを整理するとともに、このたび国が始めようとしている改正のねらいと背景、この制度の本格的な改善に向けての今後の課題などを明らかにした。

また、これまでこの制度に翻弄されてきた自治体はこれにどう向き合うべきか、今後予想される制度改正を睨んで、自治体にはどんな準備や心構え、振る舞い方が求められるかについても詳らかにしている。

キーワード：ふるさと納税、寄附金税額控除、税制改正、地方交付税制度、税源の格差是正

1. はじめに

いわゆるふるさと納税について、「令和8年度税制改正の大綱」(2025年12月2日閣議決定)の中で、従来とは異なる視点での見直しが行われることになった。¹ これまでもしばしば見直しが行われてはきたが、それらは例えば制度を拡充したり、制度を所管する総務省の権限を強化したりするもの、あるいは実務上の取扱いを整理するものが中心だった。

それに比べて、このたび行われる見直しについては、その内容は後述することとするが、そこにはこの制度が持つ欠陥や不具合に起因する批判の一端を受け入れ、多少なりとも制度を改善しようとする意思が反映されている。今後の本格的な見直しに向けてささやかな第一歩を踏み出そうとする姿勢を読み取ることができるのである。

良い機会であるので、あらためてこの制度が内包する課題や問題点を整理するとともに、このたびの見直しを含めて今後の制度の本格的な見直しの方向、この制度と深い関係を持たざるを得ない自治体がこれにどう対応すべきかなどについて論じることとする。

2. ふるさと納税とは何か

ふるさと納税とは、個人が都道府県あるいは市区町村に寄付をした場合に、国や学校法人、社会福祉法人などに対する寄付について認められている通常の寄附金税額控除に上乗せして、寄付額から2,000

¹ 政府が閣議決定した「税制改正の大綱」は、それに先立つ与党(このたびは自由民主党及び日本維新の会)が決定した「令和8年度税制改正大綱」の内容を政府の方針として受け入れたものである。

円を引いた額に達するまで、寄付した人が本来納めるべき住民税の額から控除される仕組みである。自治体に対する寄付に限定して認められる寄附金税額控除の特例である。ただし、寄付額が本来納めるべき住民税額の2割を超えると、その超えた額は控除の対象から除外される。²

例えば、納めるべき個人住民税（都道府県民税及び市区町村民税の合計額）の額が100万円の人であれば、その2割の20万円までの寄付が制度の対象となる。もしこの人が20万円をいずれかの自治体に寄付したとすれば、通常の寄附金税額控除と特例の寄附金税額控除を通じて、2,000円を上回る19万8千円が本来納めるべき住民税及び所得税の額から控除される。自治体に対する寄付は、国や学校法人、社会福祉法人などに対する寄付に比較し、破格に優遇されている。

では如何なる理念のもとにこの破格の優遇制度は設けられているのか。これにどのような意義があるのだろうか。それについて総務省はホームページで「ふるさと納税の理念」として次のように説明している。すなわち「地方で生まれ育ち都会に出てきた方には、誰でもふるさとへ恩返ししたい思いがあるのではないのでしょうか。育ててくれた、支えてくれた、一人前にしてくれた、ふるさとへ。都会で暮らすようになり、仕事に就き、納税し始めると、住んでいる自治体に納税することになります。税制を通じてふるさとへ貢献する仕組みができないか。そのような思いのもと、「ふるさと納税」は導入されました。」³というのである。

この説明からは、ふるさと納税制度を通じて寄付金控除の適用を受けられるのは、「地方で生まれ育ち都会に出てきた方」が「ふるさとへ貢献する」ために寄付をした場合に適用される制度だと思われるが、実際に地方税法に規定されている仕組みはそうではない。同法第37条の2及び第314条の7によれば、地方で生まれ育ったかどうかとは関係なく、住民税所得割の納税義務者なら誰でも適用を受けられるし、寄付をする先の自治体もふるさとに限定することなくどこの自治体でもいい。⁴

結局、出来上がった制度は「ふるさと」とは直接関係がない。先の総務省の説明をあらためて熟読すると、この制度は「ふるさとへ貢献する仕組みができないか」との「思いのもと」に導入された、すなわち「ふるさとへ恩返ししたい思い」だとか「ふるさとへ貢献する仕組み」などは、この制度を発想する際の単なるきっかけにすぎないことがわかる。つまるところ、総務省は実定法に基づく「ふるさと納税の理念」については何も説明していない。

3. ふるさと納税の宿痾ーミッションなき制度

なぜ総務省はふるさと納税の意義を説明しないのか。すでにふれたとおり通常の寄附金税額控除は自治体だけでなく国、学校法人、社会福祉法人などに対する寄付も対象とされているが、どうして自治体向けの寄付についてのみ特例制度を設けて破格に優遇するのかという疑問は、この制度が始まった当初から提起されていた。これに対する答えが、先の発想のきっかけを説明した「ふるさと納税の理念」である。

なぜ、きっかけしか説明しないのか。それは、それぐらいしか説明できないからだろう。たしかに、この制度を検討することになったきっかけは、「ふるさとへの恩返し」や「ふるさとへの貢献」だった。

この点について、総務省が設置した「ふるさと納税研究会」報告書（平成19年10月5日）では、「多くの国民が、地方のふるさとで生まれ、教育を受け、育ち、進学や就職を機に都会に出て、そこで納税を

² 地方税法第37条の2、第314条の7及び所得税法第78条

³ 総務省ホームページ：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/policy/

⁴ 例外として、返礼品規制に抵触する自治体は除外される

する。その結果、都会の地方団体は税収を得るが、彼らを育んだ「ふるさと」の地方団体には税収はない。そこで、今は都会に住んでいても、自分を育ててくれた「ふるさと」に、自分の意思で、いくらかでも納税できる制度があっても良いのではないかと「問題提起」が冒頭で取り上げられている。

しかし、この問題提起をきっかけにして「ふるさと納税」制度を具体化しようと検討したところ、「ふるさと」としてイメージするのは人によって様々で、自分が生まれ育った地域や教育を受けた地域だけでなく、両親の出身地で幼少期に自然体験をした地域、自分は住んだことはないが現在両親が居住している地域なども含むとすれば、「ふるさと」とすべき自治体を制度上限定する」ことには無理があるとの結論に達している。⁵

要するに「ふるさと納税」は制度を検討した初期の段階ですでに、「ふるさと」とすべき地域や自治体を特定することはできないことが判明していた。それならば、先の「ふるさとへの恩返し」や「ふるさとへの貢献」を税制上具現化するのは無理なのだから、その時点で早々に導入を断念すべきだったといえる。

ところが、結果として「ふるさと納税」は地方税法上の制度として導入された。一般に税制上のこの種の優遇措置や補助金による優遇措置を設ける場合には、その狙いや意義がなければならない。それを欠いた優遇措置は単なるバラマキだったり、不公正や財政上のムダを生むだけに終わったりする。ふるさと納税は制度導入以来今日に至るまで、その意義や狙い、ミッションを欠いたまま存続してきた。

4. ふるさと納税という呼び名に根拠はない

「ふるさと納税」という名称が使われているが、この名称は制度の仕組みや内容とかけ離れていてふさわしくない。まず、先に見たとおり、この仕組みはあくまでも寄付金税額控除であり、納税ではない。「ふるさと納税」というと、あたかもどこかの自治体に税を納めているような印象を与えるが、それはまったくの誤解である。

また、「ふるさと納税」というが、制度の仕組みは「ふるさと」と関係がないことも先に見たとおりである。この制度が検討された段階では、「ふるさとへの恩返し」や「ふるさとへの貢献」のための制度創設という動機があったかもしれないが、実定法上は「ふるさと」とは関係なく、誰でも、どの自治体に対する寄付であっても優遇する制度として出来上がった。地方税法における関係条文のどこにも「ふるさと」という用語やそれを連想させる規定はない。

したがって、これを「ふるさと納税」という名称で呼ぶ根拠はないのだが、総務省はこの制度の運用に関する報道発表資料である「ふるさと納税に関する現況調査結果」にも見られるように、公的な資料に「ふるさと納税」という用語を使っている。これは理念も意義もない施策であるにもかかわらず、あたかも「ふるさとへの恩返し」なり「ふるさとへの貢献」なりの目的でできた制度であるかのような体裁を取り繕っていて、実にミスリーディングである。

筆者はかつてこのことについて総務省の関係者に指摘したことがある。それに対しては、「この制度は、ふるさと納税研究会報告書で取り上げているように、『ふるさとへの恩返し』や『ふるさとへの貢献』の気持ちを、『ふるさとにいくらかでも納税できる制度があっても良いのではないかと』との『問題提起』から始まっているので、この名称で呼んでいる。実際に、寄付者の中には自分のふるさとに寄付をしている人もいるはずだから、決して間違っているとはいえないのではないかと」の答えだった。

論理的にこの答えが間違いだとはいえないのかもしれないが、所詮は詭弁であり、屁理屈でしかない。この理屈が通用するのであれば、次のような説明も可能になる。低所得者向けの優遇制度を設けよ

⁵「ふるさと納税研究会」報告書8頁

うと検討を始めたが、対象者を的確に絞ることができなかったため、やむなく誰でも適用を受けられる優遇措置を設けたところ、それを利用する人のほとんどは高額所得者だったとする。

しかし、この制度の検討を始めた際の動機は、低所得者向けの優遇制度を設けることだったし、実際にも高額所得者だけでなく中には低所得者も利用していると考えられるので、これを「低所得者向け優遇制度」と呼んでも、決して間違っているとはいえない、ということになる。このたとえ話を持ち出せば、「ふるさと納税」という呼び名のうさん臭さがよく理解できるはずだ。

5. 導入のきっかけとなった「問題提起」は自治制度への理解に乏しい

ふるさと納税研究会がこの制度の検討を始める際のきっかけとなった「問題提起」についても、検討を加えておく必要がある。というのは、この「問題提起」は地方財政の基本的な仕組みについての理解を欠いていることから、そもそもこの「問題提起」をまともに受けとめたこと自体がピント外れだったといえるからである。

「問題提起」が言わんとすることの一つは、地方で生まれ育ち、その後都会に出ている人の場合、ふるさと自治体の負担で生まれ、教育を受けさせてもらったのに、その恩のあるふるさとには財政面で貢献することなく、子どもの頃に世話になっていない都会の自治体にのみ納税していることに釈然としないということだろう。

この言い回しは多くの人の共感を呼びそうなのだが、そもそも地方財政の仕組みや大事な論点を見落としている。まず、たしかにその人は子どもの頃、ふるさと自治体が提供する福祉や教育の恩恵を受けている。ただ、それに要する自治体の経費には、その自治体の住民が納めた地方税だけでなく、都会の人が納めた国税の一部が地方交付税や義務教育費国庫負担金などとして地方の自治体に交付される財源が含まれている。財政力の脆弱な地方の自治体であれば、後者の財源の額が前者のそれをはるかに上回っている。

また、地方で生まれ育ち今は都会に住む人は、地方税はその住所地の自治体にしか納めていないが、その人が納める国税の一部は、他の納税者が納める国税の一部とともに、全国の地方の自治体に交付される地方交付税などの財源になっている。決して恩のあるふるさとに対して何らの貢献をしていないわけではない。こうした地方財政の仕組みに対する理解が進めば、先の情緒的な言い回しが実は裏付けのない事実誤認であることを理解できるだろう。

「問題提起」の中でもう一つ指摘しておかなければならないのは、ふるさとに「納税できる制度があっても良いのではないか」という点である。そもそも住民税は、現在自治体が提供する行政サービスと、それに対する広い意味での対価を納税者が負担するという応益関係を基本として成り立っている。

過去にそれこそ「ふるさと」の自治体から行政サービスを受けて育った人であっても、今その自治体から行政サービスを受けていなければ応益関係は存在しないので、その自治体との間で課税・納税の関係が発生する余地はない。課税・納税関係が発生するのは、その人が今住んでいる自治体との間である。もし、その人が住所地以外の自治体にお金を拠出したいのであれば、それは寄付という手法を用いるほかない。そんなことにはお構いなしにあっけらかんと「納税」という用語を使っている「問題提起」は、この地方自治と地方税の基本関係を弁えていない。

6. ふるさと納税の現況

ふるさと納税による寄付の受け入れ額などの現状については総務省が毎年調査を行い、その結果を公表している。最新の調査結果である「ふるさと納税に関する現況調査結果（令和7年度実施）」による

と、2024年度のふるさと納税による寄付受入れ額は約1兆2,728億円であり、この額は10年前の2014年度の寄付受入れ額のおよそ32倍に相当する。

一般にふるさと納税による寄付を受け入れた自治体は、寄付者に対してなんらかの返礼品を送るのが通例である。これについては、返礼品の調達価格が寄付額の3割を超えないという条件が地方税法によって課されている。⁶これについて総務省の調査結果を見ると、返礼品の調達に要した費用はおよそ3,200億円であり、たしかに全体としては寄付受入れ額の3割の範囲内に収まっている。

ただ、返礼品の調達額にその送付料や寄付募集のための広報費用、寄付を仲介するポータルサイト運営事業者を支払った費用などを加えると、その額は5,900億円に達していて、寄付受入れ額の46%強を占めている。せっかくの寄付金も、実際に自治体の財源として活用可能な額はその半分程度にすぎない。ふるさと納税を通じて5,900億円の貴重な財源が地方財政から逸失しているのである。現下の厳しい地方財政に、このような巨額の財源をみすみす失うことを許容するだけの余裕はないにもかかわらずである。

ここで筆者が特に気になるのは、ポータルサイト運営事業者への支払額が寄付受入れ額の13%に相当する1,656億円もあることである。これまでふるさと納税に対しては、それが官製カタログ通販事業に墮しているという根強い批判があるが、その批判の元となっているのが、このポータルサイト運営事業者の存在である。この点をどうすべきかということについては、後述することとする。

7. ふるさと納税は大都市自治体から地方への税源移譲の機能を果たしているか

その後、政府関係者やふるさと納税を推進する人たちによって、ふるさと納税制度を擁護するべく断片的・後追的にいくつかの意味付けがなされてきた。その一つが、ふるさと納税は税源が豊かな大都市自治体から、税源の乏しい地方の自治体への財源移転効果を生んでいるという主張である。

たしかに、先の総務省の現況調査結果によると、ふるさと納税の受け入れ額が多い自治体は北海道白糠町、別海町、根室市、紋別市や宮崎県都城市、宮城県気仙沼市など地方の自治体が上位を占めている。⁷

その一方で、住民が他の自治体に寄付したことによって生じる住民税の流出額が多いのは、横浜市や川崎市、さいたま市、千葉市、東京都世田谷区や港区など東京圏の自治体のほか名古屋市、大阪市、福岡市、京都市、札幌市などの大都市が上位を占めている。

これだけを見ると、ふるさと納税は大都市部の自治体から地方の自治体への財源移転効果をもたらしているといえなくもない。ただ、総務省の公表資料ではふれられていないが、住民税流出額の75%に相当する額が地方交付税で補填されることから、川崎市など地方交付税の不交付団体は別にして、横浜市をはじめとする大半の大都市の住民税流出額は名目上巨額に上るものの、財政運営への痛みはそれほどでもない。

さらに、この補填される財源は、本来であれば税源が乏しい地方の自治体に交付される地方交付税の充実に充てられるべきものであるが、それがふるさと納税による減収の大きい大都市部の自治体の減収補填にごっそり向けられていることにも留意すべきである。

ふるさと納税を通じた住民税の減収と寄付金による増収という表面上の財源移転だけを見ると、あたかも税源の豊かな大都市自治体から税源の乏しい地方の自治体への財源移転効果があるように思える

⁶ 地方税法第37条の2第2項第2号、第314条の7第2項第2号

⁷ 総務省の資料では、受け入れ額が最も多いのは兵庫県宝塚市であるが、同市への寄付額のほとんどは市内在住の個人が市立病院に寄付したものであるため、本文での記述では除外した。

が、これを地方交付税制度も併せて考察すると、決してそうではないことが理解できるはずだ。

さらに、自治体の財政だけでなく、市民が受け取る返礼品のことまで含めると、大都市から地方への財源移転効果があるという説はいつそう疑わしい。このことについて横浜市を例にとってみると、2024年度の同市の住民税流出額はおよそ343億円であり、その75%が地方交付税により補填されるので、市財政にもたらす実損はおよそ85億円である。

一方、同市の住民は寄付先の自治体から寄付額のおよそ3割、金額にして100億円程度の返礼品を受け取っていると推定される。市民が得た返礼品の額は市財政の実損を大きく上回っているのである。以上を整理して市の懐と市民の懐とを合わせると、ふるさと納税を通じて横浜市全体としてはむしろ潤っていることが推定される。

それに先に見たとおり、寄付額の46%に相当する5,900億円もの財源が地方財政から失われている。仮にふるさと納税が大都市から地方への財源移転効果を多少持っていたとしても、それを通じてこれだけの巨費が失われていることを考えると、あまりにもムダが多い。真に財源の裕福な大都市から財源の乏しい地方への財源移転を期すのであれば、地方交付税を活用する手法による王道を歩む方がよほど賢明であるはずだ。

8. その他の後付け的意味付けも説得力に欠ける

このほか、ふるさと納税の後付け的意味付けの一つに、ふるさと納税を通じて地震などの災害の被災地に寄付が集まることから、被災地の復旧・復興支援に役立っていると強調する人もいる。

それについて先の総務省の現況調査結果を見ると、ふるさと納税を通じた寄付のうち「災害支援・復興」に充てられた金額はおよそ92億円であり、寄付額全体の1%にも満たないのが現状である。もし被災地支援のための寄付をもっと増やしたいというのであれば、ふるさと納税などではなく、例えば日本赤十字社を通じた被災地や被災者に対する寄付について、税制上の優遇措置を現行制度より充実させるなどの方法がとられるべきだろう。

また、ふるさと納税は返礼品を通じて、地域経済の振興や雇用創出に貢献しており、地方創生の一翼を担っていると説く人もいる。これまでほとんど顧みられることのなかった地方の特産品が、ふるさと納税の返礼品として取り上げられることによって、大都市部の住民から評価され、それがその商品の生産増と雇用拡大をもたらしているというわけだ。

いくつかの自治体のふるさと納税の返礼品に人気が集まり、それを生産する企業が新たに設備投資を行い、雇用者数を増やしたという話を聞くことはある。ただ、それは決して市場において消費者から真つ当な評価を受けたが故のことではない。

ふるさと納税の返礼品市場に出回る商品は、自治体がそれを調達する際の価格は市場価格ないしそれに近い価格かもしれないが、返礼品をもらい受ける寄付者にとっては、その市場価格は意味をなさない。

ふるさと納税の利用者が寄付を通じて負担する実質負担額（寄付額から寄付金税額控除の額を差し引いた金額）はわずか2,000円にすぎない。その人が10万円をどこかの自治体に寄付すれば、通常は3万円に相当する返礼品を受け取ることができる。仮にその返礼品の市場価格が3万円だったとすると、寄付した人は2,000円の負担で3万円の商品を手に入れることができる。寄付者にとっては、投げ売りの超格安セールに等しい。

返礼品として人気が高いのかもしれないが、それはふるさと納税返礼市場という寄付者から見れば超格安市場でのみ通用する人気でしかない。これは一種の特需であって、これがまともな地域経済の振興や雇用創出につながっているなどと誤解してはならない。

かつての戦争特需が戦争終結とともに消失したように、ふるさと納税という歪で不健全な税制が廃止されれば、それと同時に消えてなくなるはかない特需であることを、自治体関係者も返礼品供給事業者も冷静に認識しておく必要がある。

9. ふるさと納税に関する「令和8年度税制改正」とその方向

以上述べたように、ふるさと納税にはあまりにも問題が多い。では、これをこれからどうすべきか。筆者はこの制度は早急に廃止されるべきだと考えているが、すでに制度が始まった2008年から長い期間を経過し、それなりに納税者の間で定着している制度を直ちに廃止することは、今の政治状況に鑑みれば至難の業だろう。

そこで次善の策として、取り敢えずは制度が抱える問題点をできるだけ解消ないし縮小する方向での改正を積み重ねることが現実的ではないかと考えている。冒頭でふれた「令和8年度税制改正の大綱」に盛り込まれている改正案の内容も、その方向での第一歩だといえる。

令和8年度の税制改正に盛り込まれた主な内容の一つは、ふるさと納税を通じた寄付に係る寄付金税額控除に上限を設けることである。すでに述べたように、現行税制では寄付額のうちふるさと納税の対象になるのは、本来納めるべき住民税の額の2割を上限としているので、その割合の範囲内であれば控除の絶対額が多額になっても制約を受けることはない。

このたびの改正では、給与収入であれば1億円以上に相当する高額所得者を対象に、住民税の控除額について193万円の上限を設けることとしている。これは、近年のふるさと納税の返礼品として、例えば純金製の箸（寄付額900万円）やキャンピングトレーラー（寄付額3,000万円）が用意されるなど、この制度がもたらした富裕層の節税対策になっているとの批判に応えるものである。

また、寄付額のうち自治体が活用できる財源（返礼品の調達やポータルサイトへの手数料などを差し引いた金額）の割合を現行の5割から4年間で段階的に引き上げ、6割以上にするとともにしている。これは、ふるさと納税を通じて巨額の財源が返礼品などとして地方財源から逸失しているとの批判に応えるものである。もちろんこの程度の改正ではまだまだ不十分であり、今後この割合をさらに高くする改正が求められる。

これらは、これから行われるべき本格的な改正のささやかな一歩に過ぎない。ただ、これまで提起されていた制度への強い批判に対して、国がやっと重い腰を上げて改善を進めようとする姿勢が窺えるので、その点については評価したいと思う。

10. ふるさと納税に関する次なる改善策

では、以上の第一歩の次にはどんな改正があり得るのか。様々な方策が考えられるが、例えば、現行制度では寄付額のうち2,000円を引いた額が住民税などから控除されるが、計算上の基礎となる寄付額を、実際の寄付額から返礼品に相当する額を差し引いた「実質的な寄付額」に改めるという案がある。

これは、総務省の税制担当局長としてこの制度の改善を志したものの、当時の政権に受け入れられず、その後は立教大学特任教授などとして地方財政や地方税制の研究に携わった平嶋彰英氏が提唱した改革案の一つである。⁸

この案によっても、自治体に対する寄付が度を越えた優遇を受けることに変わりはないが、少なくともふるさと納税によって、寄付者が寄付額を上回る経済的メリットを享受している現在の歪な状態は解

⁸『日経グローバル』No419、2021年9月6日発行、p38、日本経済新聞社

消できるので、本格的改正に向けて一步前進にはなる。

より本格的な改善案としては、自治体がふるさと納税を通じて集めた寄付金の額を地方交付税の算定に用いる基準財政収入額に算入する方法がある。⁹本来自治体が出た寄付金は基準財政収入額に算入しないルールだが、政府自らが「ふるさと納税」と呼ぶほどだから、他の寄付金とは区別して、税と同じように扱うことがあってもいいだろう。

現行制度では、仮に地方税が1億円増収になった場合、地方交付税が7,500万円減額されるので、実増収額は2,500万円であるのに対して、ふるさと納税で1億円を集めるとそれがそのまま自治体の増収となる。そこでいきおい自治体は地道な税源の涵養に努めるより、手っ取り早くふるさと納税で寄付を集めることに躍起になる。もしふるさと納税の寄付を基準財政収入額に算入することにすれば、自治体のこうした不健全な姿勢は一気に改まるはずだ。

11. いわゆるポータルサイト事業者の排除

また、別の視点から、たびたびふれたポータルサイト事業者の仲介した寄付はふるさと納税の寄付金税額控除の対象から除外するという改正も効果的だろう。先に見たとおり、ふるさと納税制度は「ふるさと」とは無縁の制度として出来上がっている。

ただ、政府はあくまでもこの制度の導入に至ったきっかけは「ふるさとへの恩返し」だと言い張り、さらに最近では、実定法上は何らの根拠もないのだが、この制度の意義として、「生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域に、これから応援したい地域へも力になれる制度であること」を強調している。¹⁰

その言わんとする気持ちをまったく理解しないわけではないので、百歩譲ってふるさと納税の趣旨を敢えてそこに見い出すとして、民間のポータルサイト事業者のまるでネット通販のカタログもどきのホームページを通じてなされた寄付が、総務省の言う趣旨に適っているといえるのか。

ポータルサイト事業者とふるさと納税との関係については、2025年10月からポータルサイトを利用した寄付者に対して事業者がポイントを付与することが禁止されている。その理由について当時の総務大臣は、「公金を使用した公的な税制上の仕組みでありまして、いわゆるインターネット通販であってはならない」と前置きした上で、「この見直しは、ポイント付与で寄附者を誘引するポータルサイト等が利用されて、その付与率に係る競争が過熱化することが、ふるさと納税の趣旨に則った適正なものとはいえない」と説明している。¹¹

ポイント付与はふるさと納税の趣旨から外れるが、ポイントさえ付与しなければ、ふるさと納税の趣旨に則っていると言っているに等しいのだが、この説明にはまったく同意できない。そもそもポータルサイト事業者が介在していること自体がすでに「インターネット通販」そのものとみなすべきだからである。ポイント付与の有無などという些末なことではなく、そもそもポータルサイト事業者の介在自体を排除することが、ふるさと納税の本格的な改正点の一つになるはずである。

⁹『税務経理』2025年10月3日、p1、時事通信社

¹⁰ 総務省ホームページ：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/policy/

¹¹ 総務大臣記者会見録(2025年9月9日)：

https://www.soumu.go.jp/menu_news/kaiken/01koho01_02001470.html

12. 自治体はふるさと納税にどう向き合うべきか

ふるさと納税に対するこれまでの自治体の対応にはいくつかの類型が見られた。一つは、自治体の財源を確保するためにこの制度を積極的に活用してきた自治体である。これは税源に恵まれない地方の自治体に多く見られる。

次に、地方自治の原理にもとるふるさと納税制度には否定的な考えを持ちつつも、これを活用しなければ「取られ損」に終わることから、渋々ではあるが返礼品競争に乗り出している自治体もある。これはもっぱら大都市部の自治体に多いが、地方の自治体の中にも、首長の見識によってこの類型に属する自治体もある。¹²

さらに、ごく一部の自治体は敢えて返礼品競争に参入しない自治体もあるし、そもそも受け入れる寄付がふるさと納税の特例控除の対象になることを申請しない自治体もある。¹³これは財政的に裕福な自治体で、いわば「金持ち喧嘩せず」を決め込んでいるようでもある。

自治体の対応は以上のように分かれるが、そのいずれであるにしても、先述した「令和8年度税制改正の大綱」の改正内容に鑑みると、今後は一気に廃止には至らなくても、寄付者が享受するメリットを縮減する方向での正常化ないし適正化が順次進められるであろうことを理解しておく必要がある。

それを残念だと思う自治体があるかもしれないが、そもそもふるさと納税は自治体間の税の奪い合いを助長し、地方財政の円滑な運営を妨げる本来あるまじき存在なのだから、できるだけ早く廃止されるべきである。そのことを念頭におき、そこに至るまでの正常化ないし適正化が順次図られるべきものであるとの認識を自治体間で共有しておくことが大切である。

その上で、とりわけ先の1番目の類型に属する自治体は、今のうちからふるさと納税の寄付に依存することなく予算のやり繰りができるよう、地道な財政運営を心掛け、そのための体制を整えておくことが肝要である。

併せて、ふるさと納税の廃止に向けた正常化ないし適正化のピッチを上げるためには、自治体がこぞって、この制度が早く廃止されるよう、政府や国会に強く働きかけることが求められる。今のところ、公然と国に働きかけているのは、先の2番目と3番目の類型に属する自治体に限られている。ちなみに、東京23区で構成する特別区長会は、2025年12月5日総務省に対し、この制度の廃止を含めた見直しに加え、控除額に上限を設けることや返礼品経費の上限引き下げについては直ちに実現すべきだとする要請を行った。特別区長会はこの要請の中で、「(ふるさと納税制度は) 地方税本来の趣旨を逸脱し、地方自治の根幹を破壊している」と強く批判している。¹⁴

こうした要請が、先の「令和8年度の税制改正の大綱」におけるふるさと納税の見直しにつながったものと思われるが、自治体は互いに税を奪い合うという異常な状態から1日も早く脱却できるよう、1番目の類型の自治体も2番目の類型の自治体も、こうした動きと一緒に声を上げるべきだと思う。

¹² ふるさと納税に疑問を持ち、これに参加することを潔しとしないものの、やむを得ず参入せざるを得ない苦しい胸の内を綴った書簡を筆者のもとに送ってきた地方の首長が何人かいた

¹³ 2019年度の税制改正により、総務大臣が基準に適合する地方自治体をふるさと納税(特例控除)の対象として指定する制度が創設されるとともに、その指定は自治体の申し出に基づくものとされた。東京都は当初からこの申し出を行っていないため、東京都に対する寄付は住民税の特例控除の対象とはならない。

¹⁴ 2025年12月6日日本経済新聞朝刊「東京・首都圏経済」欄